

# 青森県報

号外第三十九号

令和五年  
四月一日  
(土曜日)

目 次

## 告 示

- 地方自治法の規定による指定納付受託者の指定 (税務課) : 二
- 地方自治法施行令の規定による県税徴収金の収納事務の委託 (同) : 二
- ふるさと寄附金の収納事務の委託 (同) : 二
- 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託 (地域活性課) : 三
- 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収事務の委託 (男女共同参画課) : 三
- 県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収事務の委託 (健康福祉課) : 三
- 保育士登録手数料の徴収事務の委託 (みらい課) : 三
- 青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金の収納事務の委託 (同) : 三
- 青森県立さわらび療育センターに係る使用料の徴収事務の委託 (障害福祉課) : 三
- 青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料及び公舎賃貸料の徴収事務の委託 (同) : 四
- 農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託 (団体経営改善課) : 四
- 林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託 (同) : 四

告  
示

## 青森県告示第一百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区道玄坂一の二の三	令和五・四・一
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都港区海岸一丁目七の一 ポートシティ竹芝オフィスタワー	東京
S Bペイメントサービス	東京都渋谷区道玄坂一の二の三	東京
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一の三	タ

二 指定納付受託者に納付を委託することができる歳入等  
あおもりふるさと寄附金

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

## 青森県告示第一百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間ににおける個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割並びにこれらの延滞金の収納

の事務を委託したので、同条第六項において準用する同令第百五十八条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第二百五十九号

株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一一の二	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
ミニストップ株式会社	東京都港区芝浦三丁目一の二一	東京都港区芝浦三丁目一〇の一
株式会社ボーラ	東京都千代田区岩本町三丁目一〇の一	東京都千代田区二番町八の八
山崎製パン株式会社	東京都港区芝浦三丁目一の二一	東京都江東区豊洲三丁目三の三

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間ににおけるふるさと寄附金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

未来へつなぐネットあおもりグループ 株式会社角弘 成商ビル管理株式会社 青森コミュニケーションズ株式会社	名 称
青森市新町二丁目五の 一 青森市問屋町一丁目一 一の二七	住 所

株式会社さとふる	名 称
東京都中央区京橋二丁目二の一	住 所

## 青森県告示第一百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、一般財團法人地域総合整備財團に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十日までの間における地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第一百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第一百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人日本保育協会に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における保育士登録手数料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第一百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、ニッテレ債権回収株式会社に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における青森県母子寡婦福祉資金に係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第一百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、株式会社青森電子計算センターに対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十日

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第一百六十五号

一日までの間における青森県立さわらび療育福祉センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、日本赤十字社に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十日までの間ににおける青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料及び公舎賃貸料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十日までの間ににおける農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称

住 所

つがる弘前農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目一の一
つがるにしきた農業協同組合	平川市本町北柳田二三の八

ごしょつがる農業協同組合	五所川原市大字野里字奥野一〇〇
ゆうき青森農業協同組合	上北郡東北町字素柄邸八二の三

十和田おいらせ農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八
---------------	---------------

八戸農業協同組合	八戸市大字尻内町字内矢沢一の五
----------	-----------------

青森県告示第二百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、青森県森林組合連合会に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十日までの間ににおける林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第二号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び桟橋の漁港施設使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 委託期間

二 令和五年四月一日から令和六年三月三十日まで  
受託者及び漁港施設使用料の収納すべき範囲

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における青森空港駐車場に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

## 青森県告示第一百七十一号

名 称	住所又は事務所の所在地
ウエルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東十丁目一一の四

令和五年四月一日

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間ににおける建設業許可申請手数料等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

令和五年四月一日

青森県告示第二百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間ににおける県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

受 託 者

漁港施設使用料の収納すべき範囲

名 称（氏 名）	所在 地（住 所）	漁港施設使用料の収納すべき範囲
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四〇〇	
鰯ヶ沢町漁業協同組合	西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二〇〇	
大畠町漁業協同組合	九むつ市大畠町湊村一	
三沢市漁業協同組合	三沢市三川目四丁目一四五の五五二	
		受託者が取り扱った漁船の漁獲物の水揚金額に応ずる漁港施設使用料

青森県告示第二百七十二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、十和田市に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間ににおける十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和五年四月一日

名 称	住 所
株式会社サン・コーポレーション	五所川原市大字金山字亀岡四六の一

受 託 者

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第一百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間ににおける県営住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）並びに特定公共賃貸住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第六項において準用する同令第百五十八条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

名 称	青森県知事 三 村 申 吾
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇
N T S 総合弁護士法人	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇

## 青森県告示第一百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間ににおける青森市及び弘前市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに青森市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇
NTS 総合弁護士法人	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇

## 青森県告示第一百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間ににおける八戸市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

名 称	青森県知事 三 村 申 吾
株式会社東北産業	八戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の八六五

## 青森県告示第一百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間ににおける五所川原市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに五所川原市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

名 称	住 所
農産管理株式会社	青森市浪岡大字徳才子字山本一九の一

株式会社サン・コーポレーション

五所川原市大字金山字龜ヶ岡四六の一

事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

## 青森県告示第一百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間におけるむつ市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びにむつ市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	
東洋建物管理株式会社	
青森市橋本一丁目七の三	

## 青森県告示第一百七十九号

青森県告示第一百七十九号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、一般財団法人棟方志功記念館に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第二百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、一般社団法人三内丸山応援隊に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における三内丸山遺跡センターの常設の展示の観覧及び特別の展示の観覧に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 公 営 企 業

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県告示第一百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、指定管理者学び・生かすあおもりグループに対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における青森県総合社会教育センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県病院事業告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間にお

ける青森県立中央病院に係る使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県病院事業管理者 吉田茂昭 同

名 称	住 所
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九

#### 青森県病院事業告示第三号

青森県立中央病院に係る使用料について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月一日

名 称	住 所
青森県病院事業管理者 吉田茂昭	青森市古川一丁目一六の一六
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇	東京都文京区本郷三丁目三三の五

#### 二 指定納付受託者の名称及び住所

名 称	住 所
あおぎんカードサービス株式会社	東京都港区南青山五丁目一の二二
東京都文京区本郷三丁目三三の五	東京都文京区本郷三丁目一六の一六

#### 青森県病院事業告示第四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和五年四月一日

青森県病院事業管理者 吉田茂昭 同

名 称	住 所
株式会社青森電子計算センター	青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

#### 青森県病院事業告示第五号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規定する駐車場使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和五年四月一日

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田一丁目一八の七

青森市長島一丁目一番一号	(発行所・発行人)
東奥印刷株式会社	(印刷所・販売人)
定価小口一枚三付十八円九十九銭	毎週月・水・金曜日発行